

金融・労働研究ネットワーク研究会

2025.12.21

富の集中と格差の拡大のなかで富裕税を考える

政治経済研究所主任研究員 合田 寛

1、富裕層課税の国際的な動き

今日のテーマは富の集中と格差の拡大の中で富裕層課税の問題を考えるという課題に答えようとするものです。いま、富裕層課税が国際的に大きな動きになっています。日本ではあまり議論の対象になっていませんが、国際的にはかなり大きな動きとなっています。

そのきっかけとなったのは、G20サミットの議長国となったブラジルのルラ大統領が、貧困・格差との闘いを宣言したことを受け、2024年2月のG20財務相・中央銀行総裁会議でアダジ財務相が富裕税を提唱し、経済学者ガブリエル・ズックマンに富裕税のプランの提出を求めたことです。

これに対してフランスのルメール財務相（当時）が支持を表明しました。ルメール財務相は、2023年に開始された一連の税制改革（多国籍企業による「税源浸食と利益移転」への対応を共同で進めるプロジェクト）の次のステップとして支持を表明し、「改革の先頭に立つ」ことを表明します。

IMFのゲオルギー専務理事（当時）も富裕税によって、税の抜け穴をなくして公平な税制を実現できると表明し、G20の支持が高まりました。ズックマンは去年の6月、G20の要請に答えて、富裕税の青写真を提出します。それを受け、7月にG20のリオデジャネイロで開かれた会議で、この青写真を取り入れた「リオデジャネイロ宣言」が採択されます。

ズックマンはカリフォルニア大学の経済学者で経済的不平等、グローバルな富の蓄積と再分配などを研究しており、またタックス・ヘイヴン研究の第一人者です。またフランスのパリ経済学校設立の中心人物であるピケティの共同研究者です。

彼の提案の骨子は10億ドル（約1500億円）超の資産を持つ超富裕層（ビリオネア）に対して、最低税率として年2%の税を課すというものです。対象者は限られていて世界で約3000人、想定される税収は1900億～2400億ドルと見積もられています。

提案の理由として挙げられたのは、一つに超富裕層は税負担が勤労者よりも低いという事実、とりわけ富に対する比率ではもっと低く1%程度にしかならないことです。二つ目に、ビリオネアは政治的・経済的影響力が圧倒的に強く、政策決定に影響を与える力を持っていること。三番目に80年代以降、超富裕層の富は急増（年平均7%）していることです。

超富裕層の税負担が低い理由は、①超富裕者の多くは大企業の支配的株主であり、配当や譲渡益の実現を避け、所得を生み出さない仕組みがあること、②配当を個人の持ち株会社が受け取ること、③資本所得に対する税率が低税率であること、④タックス・ヘイヴンを利用できること（図表D、E）などというものです。

富裕税の「青写真」と「リオデジャネイロ宣言」の意義

ズックマンの青写真のもとになったのは、ズックマンが中心的な役割を果たしているEUの

シンクタンクである EU Tax Observatory がまとめた「世界脱税報告 “Global Tax Evasion Report 2024”」(2023年) の提案です。

この「世界脱税報告」は個人(富裕者)および企業(多国籍企業)の脱税・税逃れの現状と、これまでの国際的な取り組みの成果と限界を分析し、富裕者と多国籍企業へのグローバルな最低税率を課すための国際協力を提案しています。

「青写真」はこの提案の中の個人に対する富裕税を取りだしたものと言うことができます。したがって「青写真」が提案する富裕税は、個人の富裕層と多国籍企業に対して、適正な課税を行うという考え方方がそのベースにあります。

先ほど述べた「リオデジャネイロ宣言」もそういう内容となっています。「リオデジャネイロ宣言」は累進課税が不平等などの今日の世界の諸課題の解決の重要な手段であるとの認識の下、次の三つを宣言しています。

①富裕層に焦点をあてて、税制全体の公正化、透明化、累進化を図る。②多国籍企業の脱税・税逃れを防ぎ、課税を強化する国際的取り組みを強める。③税に関する国際協力を推進し、国連における税に関する新しい枠組に期待する。このように「宣言」は、公正な税制実現のための国際的アジェンダとして、非常に重要な意義を持つものです。

富裕層の税負担は勤労者より低い

先ほど述べた富裕層の税負担は勤労者より低い事実はグラフ A で示されています。これはイタリア、フランス、オランダ、米国の4ヶ国の税負担率です。所得に対する税負担(すべての税)の割合を所得階層別に示しています。横軸は左端が10分位所得階層の下位10%、右に向かって順次上位の階層を示し、右端はビリオネアが表示されています。右に行くほど所得の高い層ですけども、99.99%あたりの層から税負担が急激に下がっています。

どの国でも同じような現象があります。日本でも1億円の壁ということが言われますけども、

ここに挙げた各国もそうした傾向があるということです。

以上は所得に対する税負担の説明ですが、富に対する負担で見るとどうか(グラフ B)。米国では所有する富に対して負担している税は1%以下です。ノルウェイはグラフの青い部分で、富裕税がありますが、それも含めても負担率は0.5%以下でしかない。あとスウェーデン、フランス、オランダも所有する富に対して税の負担はゼロコンマの負担率しかありません。

グラフ C は、富がますます超富裕層に集中していることを示しています。このグラフは世界の GDP に対するビリオネアの富の割合を示しています。横軸が1980年代から今日までの推移を示しています。グラフから明らかなように、超富裕層への富の集中のスピードは急激です。超富裕層=ビリオネアの富の平均増加率は年率7.1%で、一人当たりの富の増加率は年率3.3%。所得の増加はこの間1.3%程度でしたから、所得の伸びと比べても非常に急激な伸びであると言えます。

グラフ D はオフショアにあるタックス・ヘイヴンです。オフショアにある富(自国外にある個人資産)は世界の GDP の10%を上回り、増え続けています。これまで長い間、そのほとんどは課税を免れていましたが、金融情報の自動交換制度ができ、各国が自国にある外国人の金融口座をお互いに報告し合うようになったので、かなり課税されるようになってきました。それでもかなりの資産が課税されないで隠されているということです。

グラフ E は多国籍企業の利益もタックス・ヘイヴンへシフトしていることを示しています。多国籍企業が海外で生み出した利益の約35%(約1兆ドル)がタックス・ヘイヴンにシフトされているのです(2022年)。これまでさまざまな対策をしたけれど、脱税・税逃れは減ってはないということを示しています。それによる減収は世界の法人税収の約10%に相当します。

2、租税協力に関する

「国連枠組み条約」締結へ

G20の今回の取り組みに先立って、国連で税のルールを決めようという動きが出てきています。戦後の課税の国際ルール作りは、OECDがモデル条約を作り、それをモデルにして二国間の条約を作る形で進められてきました。それは居住地国の課税権を優先するものでした。多国籍企業の本拠地の多くは先進国なので、多国籍企業に有利な先進国寄りのルールが作られてきました。タックス・ヘイヴンの形成と利用もうした流れの一環でした。

そうしたルール作りの弊害が次第に認識されるようになり、2013年以来、OECDを舞台にその弊害を取り除くための取り組みが始まりました。BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトが開始され、その後「二つの柱の改革」が進められました。これまでの改革には一定の前進面はありましたが、先進国・富裕国の先導で進められたために、不十分な改革に終わり、途上国や新興諸国の利益に沿うものではありませんでした。

「国連枠組み条約」取り組みに至る経過

そういう中で国際的な課税ルールは、全ての国が参加する国連を舞台にして行われるべきだという声が、グローバルサウスの国や先進国の市民社会の中から高まり、そのための「国連枠組み条約」締結に向けた取り組みが動き始めました。

きっかけは、1992年の12月の国連決議です。国際的租税協力の推進を求めるナイジェリア提案が全会一致で可決されるという画期的なことが起こります。それを踏まえて、国連のグテレス事務総長が出した国際租税協力に関する報告書には、「国連枠組み条約」の締結が含まれていました。

これを受け「国連枠組み条約」締結に向けた取り組みが始まり、2023年11月の総会で、賛成

125ヶ国、反対48ヶ国（英米EU諸国、日本を含む）で決議されました。

さらに2024年8月の総会で「国連枠組み条約」の内容となる「付託事項」が採択されます。賛成11ヶ国、反対8ヶ国（米英日など）、棄権44ヶ国（EU諸国など）です。これにもとづいて、各国の政府代表が公式協議を今年から始めており、2027年の総会での成立を目指して、取り組まれているという状況にあります。

「国連枠組み条約」は地球的規模の問題に関して、国際協力の枠組みを決めるものです。30数年前に締結された「気候変動に関する国連枠組み条約」は、京都議定書、パリ協定など、地球温暖化を抑止する上でこれまで大きな役割を果たしてきました。

「租税協力に関する国連枠組み条約」は、租税に関する共通の原則やルールを定め、それによって必要な財源を確保し、貧困と不平等、気候変動問題などを含め、世界が直面する地球的規模の課題に取り組むことを可能にするものです。

「気候変動に関する国連枠組み条約」は、地球の温暖化を阻止する上でこれまで多くの役割を果たしてきましたが、それと同じような枠組みを租税に関して作ろうというのが、「租税協力に関する国連枠組み条約」です。それによって必要な財源を確保して、貧困と不平等とか気候変動も含めて、世界が直面するいろんな地球的規模の課題に取り取り組むことができるわけです。

枠組み条約には、多国籍企業への公正な課税、「利益の移転」やタックス・ヘイヴン利用への対処、課税権の公正な配分、個人に関しては富裕層への課税強化などが含まれることになっていきます。

3、「二つの歴史的転換」

の歴史的意義

G20サミットと国連の動きは、いずれも画期的で歴史的な転換といえるものです。G20サミットは、1997年のアジア通貨危機を契機に、新興国を含めた国際的な経済協調の必要性が高まって1999年に発足しました。これは財務大臣、中央銀行総裁クラスの会議として発足ましたが、2008年のリーマンショックをきっかけに、首脳会合=サミットに格上げされて今日に至っています。

度重なるグローバルな金融危機への対応は、少数の先進国の中でもあるG7サミットで行われてきましたが、それでは対応が不可能であることが認識された結果、G20という枠組みができたのです。しかしグローバルな解決を要する問題は金融問題に限りません。気候変動、パンデミック、国際的な脱税=税のがれ問題など、様々な課題がいま山積しています。世界的な不平等な問題もその一つです。世界の貧困や不平等をなくす課題を、G20で取り組もうという試みが始まったのです。

G20のGDPの合計は、今や世界のGDPの8割以上に達し、グローバルな課題を幅広く議論できる舞台になっています。その意味で、昨年のG20リオデジャネイロ・サミットが「リオデジャネイロ宣言」を提言し、富裕層に焦点を当てた税制の累進化や多国籍企業に対する課税強化を提唱したことは、画期的であり歴史的な転換と言えるのです。

同時に国連の動きも歴史的な出来事です。国連は世界の全ての国、193ヶ国が参加しており、地球的規模の課題に取り組むことができる唯一の組織です。今までOECDを舞台に行われてきた国際的な税のルールに関する協議が、国連の舞台で国連枠組条約の締結に向けた協議が開始されたことも、もう一つの歴史的転換と言える画期的なことです。

4、富の集中と格差の拡大

この二つの歴史的転換が起きた背景にあるもの、深部に流れている底流は何かという問題で

す。その背景には富の集中と格差の拡大があります。パリ経済学校の中に世界不平等研究所があり、「世界不平等報告」という報告書を発行しています。世界の200人余りの専門家・研究者が共同で研究した成果です。ついこの前、2026年版が出ました。4年ぶりの最新版です。

グラフ四の左側の3本は所得の不平等を示しています。下位50%、中位の38%、上位10%のそれぞれの所得が所得の総額に占める割合を示しており、所得格差の開きを示しています。

右側は富・資産のグラフです。所得よりも極端な格差があります。下位50%の大半の人たちは全体の富の2%しか持っていない。もうほとんど持っていないに等しいです。これに対して上位10%の階層は75%、世界の富の75%を所有しているのです。

富の伸び率を時系列で見ると、超富裕者トップ0.001%の所有する富の割合が一貫して増えています。下位10%の所有する富はほぼ変わってないのに対して、上位の方が伸びは非常に大きい。

上位0.001%（約56000人）の超富裕者が富の6%超を所有していますが、これは下位50%の富の総額の約三倍に相当します。しかもその伸び率が超富裕層ほど急激に伸びている。縦軸は伸び率なので、上位ほど急激に伸びていることを示しています。

このレポートは各国別のデータも示しています、日本の不平等度を見るために、日本をドイツと比べて見ました。日本では所得では上位10%のシェアが43.3%、下位50%のシェアが18.6%となっています。富では上位10%のシェアが58.7%で、60%近くの富を上位10%の富裕層が所有している。下位50%の人々は4.7%しか所有していません。

これをドイツに比べると、ドイツは所得では上位10%の階層のシェアが37.5%ですから上位の所得が日本よりも少ない。所得の下位50%のシェアが19.1%と、日本よりも多い。富ではドイツは上位10%が58.4%ですから、日本よりもやや少ない。下位50%が3.4%で、これは日本よりも少ない。

グラフの一番下の富の上位10%と下位50%の比率が出ています。日本は2014年と2024年が23%で変わりがありません。この比率がドイツは2014年に20.5%で日本と比べてかなり低い。それが最近の2024年にはさらに低く、19.5%になっています。

つまり富裕層の所得が下位層の所得に対して、ドイツの方が少ない。これらの指標から、日本はドイツと比べて不平等度がやや高い状況にあるといえます。

今世紀に入って世界の富は急成長

ここまで参考にしたのは、世界不平等研究所のデータでした。ここでスイスの金融会社 UBSの「グローバル・ウェルス・レポート」を見てみましょう。このレポートは、世界の個人資産の92%以上をカバーする56の市場での調査に基づいています。このレポートは、今世紀初めの2001年に100兆ドル程度であった世界の富が、今日では500兆ドル近くに達している事実を示し、今世紀に入ってからの世界の富の急増ぶりを明らかにしています。

その富はどこにあるでしょうか。資料18の左側の円グラフを見てください。第一位はもちろんアメリカです。2番目はなんと中国で、二国合わせると54%、世界の富の半分以上をアメリカと中国が所有しているということです。驚くのは3番目が日本であるということです。アメリカと中国の2国に比べれば少ないとはいえ、世界の富の4.5%が日本で所有されているということです。

右の表は100万ドル以上のミリオネアの人数を国別に示しています。一番多いのはアメリカで2位は中国、3位はフランスですが、それに続く4位は日本です。日本では100万ドル以上のミリオネアが273万人、ドイツや英国よりも多いのです。

次に資料19のグラフは世界の富の偏在を示しています。人口で見るとグローバルノースの人口は世界の2割ぐらいにすぎないにも関わらず、ミリオネアの富は77%がグローバルノースにあ

る。世界の富がグローバルノースに偏在していることを示しています。

しかしこれはグローバルサウスの人口や経力を反映したものになっていません（資料20）。グローバルサウスは、G77加盟国（国連における途上国の協力グループ）のうち、中国を除いた国々で、経済面では、2050年にかけて名目GDPの合計が、米国や中国を上回る規模にまで急拡大すると見込まれています。

人口では、2022年半ばにインドが中国を上回り世界一位になり、2050年には全世界の約7割がグローバルサウスの国民となるとみられています。「G77」は当初77ヶ国でしたが、2023年時点で133ヶ国に拡大し、国連の途上国グループとして国際交渉での発言力を高めています。人口面でも経済規模の面でも無視できない大きな力を持つにいたっています。

5、富の集中の背景と要因

富の集中の背景に何があるのでしょうか。個人の富の集中は企業の集中・独占の強まりを反映しています。グローバル化と新自由主義のもと、巨大企業はその規模をますます大きく、集中度を高めてきました。

世界の企業の時価総額ランキングの上位三社（エヌビディア、アップル、アルファベット）の時価総額の合計は直近で12.5兆ドルにのぼり、ほぼ3兆ドル程度であった6年前と比べて約4倍という急成長です。

巨大多国籍企業の利益も急増し、上位グループの多国籍企業の年間利益は、今や数千億ドル規模を記録しており、数十億ドル規模であった80年代の100倍以上の巨額利益を上げています。世界の企業の利益に占める多国籍企業の利益の割合は1975年の4%から2019年の18%へと増えており、巨大企業への利益の集中が急速に進めています。

大企業は増大した利益のますます大きな部分を、配当や株式買戻しによって株主に還元しています。新自由主義が生み出した「株主価値最

「大化」のイデオロギーが支配的となり、企業が作り出した価値がますます「抽出」され、株主を潤し、とりわけそれはCEOや主要株主への利益の集中をもたらしているのです。大企業の独占力の強化と利益の集中は富裕者への富の集中と深く結びついているのです。

それを示したのが資料22のグラフです。2012年からこの10年間、株式の配当と株式買戻しのいずれも急増しています。右のグラフは日本の状況ですが、配当、自社株買い（買い戻し）ともに増えています。世界の傾向と同じ傾向にあることがわかります。

もう一つ富が集中する要因としては相続があります。資料23はそのことを示しています。ファイナンシャルタイムズによると、ビリオネアは戦後生まれのベビーブーマー世代が多いので、これから富の相続が集中する時代に入る。富の大移転 「グレート・ウェルス・トランプファー」の時代を迎えるというのです。

今後25年、アメリカだけでも100兆ドルの富が次の世代に受け継がれる、歴史的な富の大移転の時代を迎えるというのが、このファイナンシャルタイムズの記事です。

6、富の集中は何をもたらすか

富の集中は何をもたらしているでしょう。スティグリツが最近出した「資本主義と自由」という本は富の集中がもたらす危険を警告しています。「富の集中は権力集中と特権階級を作り出し、専制政治を生み出す。トランプやブッシュのような富裕層による政治は、民主主義を破壊する。…『富の集中がある限り、力の集中は避けられず、束縛の無い資本主義では富の集中は自然に起きる』ということです。

さらに「富の集中は、社会の安定を損ない、ポピュリズムを生み出す。ポピュリストは国民の不満のはけ口を外国人嫌悪などに向け、排外主義をあおる。…『新自由主義は自由の名のもとに、一部の人の利益のために、大勢の人々の機会の自由を制限する政策を推進してきた。その

結果、市民の大部分に被害が生じたことに対応してポピュリズムが台頭し、独裁的人物が人気を獲得した』とも言っています。

さらに「富の集中は、企業の力を強め、労働者の力や所得を奪う…「社会の富や所得が過剰に集中すると抑制と均衡が働くなくなる。富の集中や企業の力が増す一方、労働者の力や所得が奪われる事態はとりわけ問題をはらんでいる」と指摘し、「社会の分断を強める…『富裕層やエリート層は政策の決定において不当に大きな発言権を持っており、富裕でない人はシステムが不当に操作されているという意識が高まっている。これが分断を強めている』と言っています。

そして富の集中は絶対主義、ファシズムを招く。「ヒトラー、ムッソリーニ、スターリンは極端な格差と失業の経済的困難にもかかわらず何もしない政府の下で、権力を獲得し、絶対主義、ファシズムを招き入れた」という警告は、重大な警告として受け止めなければならないと思います。

7、21世紀の新しい税

一富に対する課税

富裕税を租税の歴史から考えてみたい。近代的租税制度を振り返ると、中世から近世にかけての封建制の時代には農業が主たる産業ですから、資産としての農地が主たる課税対象とされ、賦役、貢納あるいは年貢という形で、もっぱら農民から税が徴収されました。勃興してきつつあった商工業者に対しては運上・冥加という形で課税されました。それ以外に消費税、ビールとかタバコ、塩、石けんなど個別の消費税もありました。

西欧では農地のほか、炉税、窓税などの資産に注目した課税もありました。いろいろ窓が多い家屋は、大きい資産の所有者とみなされて課税されました。18世紀末から19世紀にかけて産業革命を経て資本主義が発展し、所得が広範に

形成されるにともなって、間接税中心から所得課税の導入が行われます。

英国ではピットの所得税（1799）、ピールの所得税（1842）が導入され、米国は1861年に導入されています。日本は比較的早く1887年に所得税が導入されました。

20世紀になって消費を課税標準とする付加価値が導入されます。最初フランスで導入され、一気に世界に広がり、日本でも消費税が導入されました。

資産課税に注目すると、古代から近世に至るまで、土地に結びついた税が重要な役割を果たしてきました。しかし実際には資産の所有者ではなく、農民の負担に転嫁され過酷な税になりました。

18世紀から19世紀にかけて、西欧でも固定資産税、相続税が導入されます。日本で明治維新に伴って導入された地租は、江戸時代の年貢から移行しましたが、土地の所有者である地主が納めました。

しかし、そのほとんどは小作料に上乗せされ、農民（小作人）が払うことになり、農民を苦しめました。地租は明治時代の税収の相当部分を占めました。戦後、地租が廃止されて現在の固定資産税に移行しています。

歴史を振り返ると、資産（富）は支払能力（担税力）の指標として、どの時代にも重要な課税対象となっていました。しかし当然のこととして、課税対象としての資産の重要性、課税対象となる資産の種類、実際の負担者は、それぞれの時代の経済構造、社会構造によって変わります。

21世紀の今、課税対象として、資産（富）はどういうように位置づけられるべきでしょうか。

第一に、近年、資産の規模が飛躍的に高まっていることに目を向けなければなりません。資産の増加は所得の増加を上回るスピードで増え続け、膨大に蓄積されています。所得はもちろん担税力ある課税ベースですが、それよりも早く伸びる資産はさらに負担力のある課税ベースと考えなければいけません。

第二に、資産の形態が土地、不動産だけではなく、金融資産が大きなウエートを占めるようになってきています。金融資産の増大が不動産価格を押し上げ、全体として資産価値を高めています。したがって不動産だけでなく、金融資産も含めた資産全体を課税対象とすべきです。過大な資産所有者が資産投機につながり、それがしばしば金融危機の原因を作り出していることから、それを抑制するためにも資産課税は有效です。

第三に、富はその総額が増えているだけでなく、一部の富裕層に過度に集中し、極端な不平等を生み出していることです。富の集中と極端な不平等はすでに述べたとおり、社会にさまざまな弊害を生み出しています。

そうした経済構造の変化を踏まえるならば、21世紀の新しい税として、富に対する課税、とりわけ富裕税を、所得税を補完する税として位置づける必要があります。所得税と資産課税としての富裕税は相まって、税体系を累進的で公正なものにするでしょう。それこそが富の集中と極端な格差を是正する有力な手段となります。

* 本稿は昨年（2025年12月21日）に開催された研究会での報告を文章化して、報告者の校閲を経たものです。文中の表・グラフは当日の報告レジュメをご参照ください。レジュメは以下のリンクをクリック。[富の集中と格差の拡大の中で富裕税を考える.pdf](#)

なお合田氏は新日本出版社「経済」3月号に「富裕税をめぐる国際的動向と『富の集中』」を執筆されています。